

(別添1)

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題（三次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究
2	認可外保育施設指導監督基準等の理解促進に関する調査研究
3	難治性不妊の病態や生殖補助医療技術の有効性の評価・分析による不妊症診療の質向上に資する調査研究

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（三次公募）

調査研究課題 1	認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>認可外保育施設については、令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象（子ども・子育て支援法第30条の2等）となっているが、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）を満たすことが要件とされている（子ども・子育て支援法第7条第10項第4号及び子ども・子育て支援法施行規則第1条）。</p> <p>ただし、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間は、認可外保育施設の指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定が置かれている（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条）ほか、この経過措置の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている（同法附則第18条）。</p> <p>この規定を踏まえ、現在、厚生労働省において、地方公共団体の意見を伺いつつ検討を進めているところであり、その一環として、認可外保育施設の質の維持・向上を図るため、各地方公共団体における認可外保育施設に対する指導監督業務の質の向上や効率化についても、具体的な取組を検討する必要がある。</p> <p>本調査研究は、その取組の一つとして、各地方公共団体が認可外保育施設の指導監督を実施するにあたり参考となるQ&amp;Aや事例集の作成を行うもの。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 厚生労働省から提供する各地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市。以下、同じ）からの指導監督基準及び指導監督指針（以下、指導監督基準と指導監督指針を合わせて「指導監督基準等」という。）に関する疑義照会及び回答の内容を踏まえて、各地方公共団体に対して、各地方公共団体において解釈に迷うケースや運用が異なるケースなどに関するアンケートを実施した上で、指導監督基準等に関するQ&amp;Aを作成する。</p> <p>(2) 各地方公共団体における、基本的な指導監督事務の実施手順や内容のほか、認可外保育施設に対して、児童福祉法上の改善勧告・事業停止命令・施設閉鎖命令を発出したケース及び発出を検討したが何らかの支障により断念したケース等についてのアンケートを実施した上で、今後、各地方公共団体における指導監督事務の実施にあたり参考となる事例集を作成する。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>①各地方公共団体からのアンケート結果等をまとめた報告書</p> <p>②上記（1）について、Q&amp;A</p>

	③上記（２）について、事例集 上記①～③の作成に活用したアンケートの個票・報告書のバックデータ等の 電子データセット
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 指導係（内線４８３８）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（三次公募）

調査研究課題 2	認可外保育施設指導監督基準等の理解促進に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>認可外保育施設については、令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の対象（子ども・子育て支援法第30条の2等）となっているが、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）を満たすことが要件とされている（子ども・子育て支援法第7条第10項第4号及び子ども・子育て支援法施行規則第1条）。</p> <p>ただし、幼児教育・保育の無償化の施行後5年間は、認可外保育施設の指導監督基準を満たさずとも無償化の対象となる経過措置規定が置かれている（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条）ほか、この経過措置の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている（同法附則第18条）。</p> <p>この規定を踏まえ、現在、厚生労働省において、地方公共団体の意見を伺いつつ検討を進めているところであり、その一環として、認可外保育施設の質の維持・向上を図るため、各地方公共団体における認可外保育施設に対する指導監督業務の質の向上や効率化についても、具体的な取組を検討する必要がある。</p> <p>本調査研究は、その取組の一つとして、各地方公共団体において認可外保育施設に対する指導監督を担当する職員及び認可外保育施設の職員等に向けた、指導監督基準等についての分かりやすい資料の作成を行うもの。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>各地方公共団体において認可外保育施設に対する指導監督を担当する職員が、指導監督基準等について、より効果的・効率的に知識習得を行うことを可能とし、かつ、多忙な認可外保育施設の職員等も容易に理解できるような、指導監督基準等についての分かりやすい資料（施設類型ごとのチェックリストや映像資料などを想定）を作成する。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>各地方公共団体において認可外保育施設に対する指導監督を担当する職員及び認可外保育施設の職員等に向けた、指導監督基準等についての分かりやすい資料（施設類型ごとのチェックリストや映像資料など）</p> <p>※ 資料のうち文書形式のものは冊子及び電子データを提出すること。また、資料のうち映像資料については電子データを提出すること。（映像資料は厚生労働省 You Tube へアップロードの上、厚生労働省 HP へ掲載することを想定。）</p>
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 指導係（内線4838）

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（三次公募）

調査研究課題3	難治性不妊の病態や生殖補助医療技術の有効性の評価・分析による不妊症診療の質向上に資する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>生殖補助医療に関する診療ガイドライン作成により、生殖補助医療のうちエビデンスが十分でない、あるいは生殖補助医療としての有効性が評価されていない慢性子宮内膜炎等に対する子宮収縮検査、子宮内膜遺伝子検査、等の医療技術の存在が明らかとなってきた。</p> <p>また、一般不妊治療や生殖補助医療、手術を含む生殖補助医療が有効でない、加齢による卵子の質の低下、子宮筋腫・腺筋症・内膜症等の合併症、子宮内膜ポリープや帝王切開癒痕部症候群などの異常子宮出血を伴う病態、多嚢胞性卵巣症候群、卵管留水症、下垂体機能不全等のいわゆる難治性不妊と呼ばれる病態が存在する。</p> <p>本調査研究事業では、上記の新規の医療技術や難治性不妊について、エビデンスを収集し、これらの疾患の病態の分析、診断・治療の有効性の調査・分析を実施する。調査によって得た知見を、不妊専門相談センター等で活用する一般向けの情報提供資料作成を行うことで、不妊治療の質の向上を目指し、不妊治療を希望する人への最新の情報提供を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 生殖補助医療のうちエビデンスが十分でない、あるいは生殖補助医療の有効性が評価されていない医療技術や治療が困難な不妊症の病態等を既存のガイドラインや論文等を収集し抽出を行う。</li> <li>② 上記の生殖補助医療技術や難治性不妊に関して、現在利用可能な一般向けの情報提供資料についての実態調査を行う。</li> <li>③ 上記の生殖補助医療技術や難治性不妊症に関して、最新のエビデンス調査、診療実態の調査、新規診断・治療法の機序・有効性等の調査・分析を行う（文献調査、医療施設調査、新規技術開発・分析、実態調査等）</li> <li>④ 上記の①②③を踏まえた上での、難治性不妊や新規の生殖補助医療技術に関する、最新の不妊専門相談センター等で活用するための一般向け情報提供資料を作成する。</li> </ol> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	①②③の調査・分析結果をとりまとめた報告書及び調査・分析に用いた電子データ一式と紙媒体。④で作成した一般向けの情報提供資料。
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（4985）